

北区自治協議会部会の設置及び運営に関する要綱の一部改正について

1 一部改正の趣旨

部会の所管分野及び部会名の変更

区ビジョンまちづくり計画の令和 5 年度からの改定により、同部会の所管分野を同計画の大分類に合わせることで、部会ごとの検討すべき分野を明確にする。

2 一部改正の内容

＜北区自治協議会部会の設置及び運営に関する要綱の新旧対照表＞

改 正 案	現 行																				
<p>(組織及び役割)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 常任部会の名称及びその部会が所管する分野は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">主な所管分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務</td> <td style="text-align: center;"><u>自治協議会全体の運営、協議内容の検討、自治協議会広報誌の編集</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域づくり</td> <td style="text-align: center;"><u>商工業、農業、大学などとの連携、道路、土地利用、公共交通、防災</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福祉教育</td> <td style="text-align: center;"><u>健康、福祉、子育て、教育、協働、防犯・交通安全</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自然文化</td> <td style="text-align: center;"><u>環境保全、自然環境活用、観光交流、文化・スポーツ、浸水対策</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(構成)</p> <p>第 3 条 自治協議会の委員は、前条第 2 項に規定する常任部会のうち「総務部会」を除く他の部会(以下「<u>3部会</u>」という。)のいずれか 1 つの部会へ所属する。</p> <p>2 <u>3部会</u>に所属する委員(以下「部会委員」という。)数は、均衡を図るよう努める。</p> <p>3 「総務部会」の部会員は、正副会長と <u>3部会</u>長をもって構成する。</p> <p>4 (略)</p>	名称	主な所管分野	総務	<u>自治協議会全体の運営、協議内容の検討、自治協議会広報誌の編集</u>	地域づくり	<u>商工業、農業、大学などとの連携、道路、土地利用、公共交通、防災</u>	福祉教育	<u>健康、福祉、子育て、教育、協働、防犯・交通安全</u>	自然文化	<u>環境保全、自然環境活用、観光交流、文化・スポーツ、浸水対策</u>	<p>(組織及び役割)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 常任部会の名称及びその部会が所管する分野は、次に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">主な所管分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">総務</td> <td style="text-align: center;"><u>自治協議会全体の運営、協議内容の検討、自治協議会だよりの編集</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域づくり</td> <td style="text-align: center;"><u>賑わいづくり、公共交通、地域産業、人口減少、空家活用、防災</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福祉教育</td> <td style="text-align: center;"><u>子育て、教育、医療・保健、福祉全般</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自然文化</td> <td style="text-align: center;"><u>文化・スポーツ、環境、空家対策</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(構成)</p> <p>第 3 条 自治協議会の委員は、前条第 2 項に規定する常任部会のうち「総務部会」を除く他の部会(以下「<u>4部会</u>」という。)のいずれか 1 つの部会へ所属する。</p> <p>2 <u>4部会</u>に所属する委員(以下「部会委員」という。)数は、均衡を図るよう努める。</p> <p>3 「総務部会」の部会員は、正副会長と <u>4部会</u>長をもって構成する。</p> <p>4 (略)</p>	名称	主な所管分野	総務	<u>自治協議会全体の運営、協議内容の検討、自治協議会だよりの編集</u>	地域づくり	<u>賑わいづくり、公共交通、地域産業、人口減少、空家活用、防災</u>	福祉教育	<u>子育て、教育、医療・保健、福祉全般</u>	自然文化	<u>文化・スポーツ、環境、空家対策</u>
名称	主な所管分野																				
総務	<u>自治協議会全体の運営、協議内容の検討、自治協議会広報誌の編集</u>																				
地域づくり	<u>商工業、農業、大学などとの連携、道路、土地利用、公共交通、防災</u>																				
福祉教育	<u>健康、福祉、子育て、教育、協働、防犯・交通安全</u>																				
自然文化	<u>環境保全、自然環境活用、観光交流、文化・スポーツ、浸水対策</u>																				
名称	主な所管分野																				
総務	<u>自治協議会全体の運営、協議内容の検討、自治協議会だよりの編集</u>																				
地域づくり	<u>賑わいづくり、公共交通、地域産業、人口減少、空家活用、防災</u>																				
福祉教育	<u>子育て、教育、医療・保健、福祉全般</u>																				
自然文化	<u>文化・スポーツ、環境、空家対策</u>																				

3 施行年月日

令和5年4月1日